

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 5-5)

整理番号	119-5-5-1	調製年月日・契機	令和6年3月13日	・ 条例第116条第1項		
所在地	板橋区加賀一丁目3356番1、3356番156、3356番157 (地番)		板橋区加賀一丁目16番6号 (住居)			
訂正年月日・契機	令和6年3月13日訂正・第116条の3第1項					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	(財)愛世会愛歯技工専門学校	面積	1,295.50 m ² (汚染地)	5,863.05 m ²	(調査)	
汚染状況調査の方法に関する特記事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容						
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨		形質変更時要届出区域 (指-1457号)				
備考						
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和6年1月5日	鉛及びその化合物	含有量基準	溶出量基準	第二溶出量基準	マックスエンジニアリング株式会社[2018-5-1001]
	令和6年1月5日	砒素及びその化合物	含有量基準	溶出量基準	第二溶出量基準	マックスエンジニアリング株式会社[2018-5-1001]
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
				地下水基準・第二地下水基準		
地下水の汚染状況 (対象地境界)				地下水基準・第二地下水基準		
				地下水基準・第二地下水基準		
土地の措置又は改変状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和6年1月5日 (令和6年1月9日)	令和6年3月31日	土間基礎撤去、掘削除去、埋戻し	株式会社長谷工コーポレーション	有・無	浄化(不溶化)、分別
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

本件は土壌汚染対策法と同様の対応をしております。土地の措置又は改変状況、東京都環境確保条例施行規則第58条第3項に規定する書類等については、東京都環境局「土壌汚染対策法に基づく台帳情報公開システム」にて、法台帳「指-1457号」をご確認ください。